

全L協保安・業務G5第241号  
令和6年3月12日

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

船舶により危険物を運送する場合の船舶検査心得等の一部改正について（お知らせ）

標記につきましては、離島の消費者等に供給した後のローリー及び容器（検査容器を含む）については、危険物運搬船等以外の船舶でも運送が可能となるように令和4年度に規制緩和の要望を行い、改正されたものです。

これまでLPガスを離島へ運送する場合は、積載量に関わらず危険物運搬船等を使用することになっておりましたが、船舶の正味積載量についてLPガスは正味300kg以下（50kg以下の容器に対してはバルブに漏えい措置を行えば正味700kg以下）については、特例を取得した旅客船であれば、旅客人数を制限することなく運送ができるようになりました。

つきましては、都道府県協会におかれましては関係者に対し、また直接会員におかれましては関係する営業所等に対し、お知らせくださいますようお願いいたします。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、森、橋本